

第6回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長の報告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	16
○閉議の宣告	17
○町長あいさつ	17
○閉会の宣告	17
○署名議員	19

鏡石町告示第78号

第6回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年10月16日

鏡石町長 遠藤 栄作

記

1. 期 日 令和2年10月21日（水）

2. 場 所 鏡石町役場議会議場

3. 付議事件

(1) 訴訟の和解について

(2) 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）

(3) たたね栽培関連備品購入契約の締結について

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	畑	幸一	君	2番	角田	真美	君
3番	橋本	喜一	君	4番	菊地	洋	君
5番	小林	政次	君	6番	井土川	好高	君
7番	渡辺	定己	君	8番	大河原	正雄	君
9番	今泉	文克	君	11番	円谷	寛	君
12番	古川	文雄	君				

不応招議員（なし）

令和2年第6回鏡石町議会臨時会会議録

議事日程

令和2年10月21日（水）午前11時36分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第103号 訴訟の和解について
- 日程第4 議案第104号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 議案第105号 なたね栽培関連備品購入契約の締結について
- 日程第6 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	6番	井土川好高君
7番	渡辺定己君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	11番	円谷寛君
12番	古川文雄君		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	小貫秀明君
産業課長	橋本喜宏君	都市建設課長	菊地勝弘君

事務局職員出席者

議会事務局長	小貫正信	主任主査	鈴木淳子
--------	------	------	------

開 会 午前11時36分

◎開会の宣告

○議長（古川文雄君） ただいまから第6回鏡石町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（古川文雄君） はじめに臨時会の運営について、議会運営委員長からの報告を求めます。

4番、菊地洋君。

〔4番 菊地洋君 登壇〕

○議会運営委員長（菊地洋君） 第6回鏡石町議会臨時会議事日程表。令和2年10月21日水曜、1開会 招集者あいさつ。2開議 議事日程。日程番号、件名の順でご報告申し上げます。第1、会議録署名議員の指名。第2、会期の決定。第3、議案第103号、訴訟の和解について。第4、議案第104号、令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）。第5、議案第105号、なたね栽培関連備品購入契約の締結について。第6、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。招集者あいさつ。3閉会。以上でございます。

◎招集者あいさつ

○議長（古川文雄君） 本臨時会にあたり、町長からあいさつがあります。
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日は第6回鏡石町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。今臨時会にご提案申し上げますのは、議案第103号、訴訟の和解については、令和元年11月30日に赤沼不動産株式会社が仙台高等裁判所に控訴を提起した、久来石南新池に係る損害賠償請求控訴事件について、裁判所から和解勧告がなされ、その後数回に及ぶ和解協議を行った結果、これを受諾し、和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第104号、令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）につきましては、議案第103号の和解の受諾に伴い訴訟代理人委任委託料が確定したた

め、152万1千円を増額し、併せて、裁判係争中により中断していた久来石南地内、新池から流れる既存排水路の改修工事を再開するための用地買収費及び物件補償調査費261万6千円を計上し、合計413万7千円を増額補正であります。

次に、議案第105号、なたね栽培関連備品購入契約の締結につきましては、農地再生プロジェクト事業の「かがみいし油田計画」として、なたね栽培の作業の効率化、適期作付け、適期刈り取りによる収穫量の向上を図り、栽培者と栽培面積の拡大を図り、耕作放棄地等の有効活用を図るために購入する普通型コンバインなど栽培関連機器の購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

どうぞご審議を頂きまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（古川文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 小林政次君。6番 井土川好高君。7番 渡辺定己君。の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（古川文雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

◎議案第103号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第3、議案第103号 訴訟の和解についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第103号、訴訟の和解につきまして提案理由の説明を申し上げます。本事件につきましては、令和元年11月30日に赤沼不動産株式会社が一審を不服といたしまして仙台高等裁判所に控訴を提起した久来石南地内、新池にかかる令和元年（ネ）第417号損害賠償請求控訴事件について、裁判所から和解勧告がなされ、その後数回に及ぶ和解協議を行った結果、これを受諾し和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。1ページをご覧頂ければと思います。

次に、事件名でございますが、仙台高等裁判所令和元年（ネ）第417号損害賠償請求控訴事件。2、当事者といたしまして、控訴人は鏡石町久来石南470番地1、赤沼不動産株式会社代表取締役、赤沼武臣氏であります。3、事件の概要についてでございますが、（1）控訴人は平成29年12月15日、町に対して自身が所有する土地に、町所有の用水路から雨水が溢れたことにより、控訴人の所有物が損壊し、又は、用水路の修繕を行わざるを得なくなったとしまして、福島地方裁判所郡山支部に対し損害賠償請求訴訟を提起いたしました。

（2）これに対して町は、そもそも久来石南地内の新池が氾濫した事実はなく、建物の損壊などは用水路が溢れたことによるもので、町が用水路敷地所有権を取得した時点で、控訴人が当該土地を自身の所有地であるかのようにして庭園や建物を増築し、同土地を不法に占有していたとして、同土地の明け渡しを求める反訴を提起いたしました。

（3）数回に及ぶ口頭弁論を経て、令和元年11月28日に言い渡された第1審判決は、控訴人が町に対して請求していた損害賠償請求の全てを棄却し、町が控訴人に対して請求していた建物収去及び土地明け渡しの全てを認めるというものでございました。

2ページをご覧下さい。（4）控訴人は上記判決を不服といたしまして令和元年11月30日に仙台高等裁判所に控訴を提起いたしました。

（5）控訴審は口頭弁論を経た後、裁判所からの和解勧告がなされまして、その後数回に及ぶ和解協議を行ったものでございます。

4番につきまして、和解の内容につきましては、（1）鏡石町は、平成28年度に発注いたしました第委-17号久来石南第2地区測量設計業務委託に基づきまして、新池から3ページ記載の別紙物件目録1記載の土地下に通じる用排水路を、

別紙物件目録1記載の土地の南西方向に整備することとし、控訴人はこれに全面的に協力することを確約すること。

(2) 利害関係人赤沼武臣氏は、鏡石町が本件用排水路整備を行うに先立ち、別紙物件目録6記載の土地を売り、鏡石町はこれを買受けるものとしたしまして、売買代金は、平成25年度からの継続事業として鏡石町が定めた「平成25年度道路等用地取得に係る単価」に基づき決定すること。

(3) 鏡石町は、本件用排水路整備の完成後、控訴人の適法な申請に基づき、別紙物件目録1ないし5記載の各土地の用途廃止を行い、控訴人に対して同各土地を払い下げること。

(4) 控訴人は前項に掲げる用途廃止申請を行うに際して、控訴人の責任において、これに要する用途廃止に関する利害関係人の同意を得るものとする。

(5) 控訴人は(3)に掲げる土地の用途廃止に際して、鏡石町法定外公共物用途廃止等に関する規則に従いまして、控訴人の負担において、境界確定測量を行うとともに、当該土地の表示登記及び保存登記を行うこと。

(6) 鏡石町は、本件用排水路整備の工事着工時に、控訴人に対してその旨を書面で通知することとし、以後、控訴人が前項に掲げる測量を行うことを妨げないこと。

(7) 控訴人及び鏡石町は(3)に掲げる払い下げに際して売却価格を決定するに当たり、払い下げ時点の倍率方式(近傍類地の固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じて計算した金額)により算出した評価額を譲渡価格とすることを相互に確認する。

(8) 控訴人は、本和解成立後、控訴人所在地周辺の地元水利管理者と良好な関係を維持するよう努めるものとする。

(9) 控訴人及び鏡石町は、別紙物件目録1ないし5記載の各土地の所有権がいずれも鏡石町にあることを相互に確認すること。

(10) 控訴人及び鏡石町は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らかの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

(11) 訴訟費用及び和解費用は、各自の負担とする。以上でございます。

3ページをご覧ください。物件目録につきましては、1所在 鏡石町久来石南、地番については854番、地目については用悪水路、地積については1,369㎡。上記土地のうち、図面中の520から、以下28点の各筆界点を順次直線で結んだ線で囲まれた部分(826.70㎡)。

2所在 鏡石町久来石南、地番862番、地目用悪水路、地積85㎡。上記土地のうち、図面中の501から以下、13点の各筆界点を順次直線で結んだ線で囲まれた部分(63.67㎡)

3所在 鏡石町久来石南、地番853番、地目用悪水路、地積96㎡。上記土地のうち、図面中の555から以下24点の各筆界点を順次直線で結んだ線で囲まれた部分(95.68㎡)

4 所在 鏡石町久来石南、地番無地番、地積193.08㎡。図面中の531から以下、10点の各筆界点を順次直線で結んだ線で囲まれた部分。

4 ページをお開き下さい。5 所在 鏡石町久来石南、地番無地番、地積386.25㎡。図面中の515から以下9点の各筆界点を順次直線で結んだ線で囲まれた部分。

6 所在 鏡石町久来石南、地番803番、地目山林、地積392㎡であります。

5 ページをご覧ください。関係図面としましてこちら添付した図面でございますのでご覧頂ければと思います。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議頂き、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷寛君 登壇〕

○11番（円谷寛君） 11番の円谷ですが、全協でも議論をしましたがけれども、今回の町民から訴えられた訴訟についてですが、これは大変残念なことでございます。町もかなりの出資を余儀なくされております。今回の訴訟を教訓として、町は町有財産の十分な把握とそれらへの侵害行為に対しては速やかに対応をするようにすべきである、ということを確認させて頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問にご答弁申し上げます。先ほどの全協、ただいまのご質問、いずれにしても町の財産については適正に、しっかりとこれからも確認して参りたいということをお願いしながらご答弁に変えさせて頂きます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより採決を行います。議案第103号、訴訟の和解についての件を採決いたします。本案は原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員「挙手」〕

挙手全員であります。したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第104号 上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（古川文雄君） 日程第4、議案第104号、令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。
副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

- 副町長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第104号、令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。議案書7ページをお願いいたします。

この度の補正予算につきましては、議案第103号、訴訟の和解についてに伴う関係経費の補正予算であります。第1条といたしまして既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ413万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億9千384万8千円とするものであります。詳細については12ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下「事項別明細書」に基づき説明〕

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議を頂き、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

- 5番（小林政次君） 確認の意味でお尋ねいたします。13ページの物件移転補償調査業務委託、それから関連します公有財産購入費でございますが、これらの内容・詳細、それから場所と面積はいくらか。それをお尋ねいたします。

- 議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

- 都市建設課長（菊地勝弘君） 5番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。まず物件移転補償調査業務委託。こちらにつきましては次に答弁します公有財産の方とも関連しますが、その土地にある立木、そういった構造物もございます。それらを調査するための業務委託費の計上でございます。次に公有財産購入費は、4筆

3名分、合計の面積が400.34㎡の公有財産の購入費でございます。さらに内訳を申し上げますと、山林が362.01㎡、畑が1筆ありまして38.33㎡、こちら4筆の買収費用でございます。以上でございます。

失礼しました。価格を申し上げます。山林につきましては平米単価1,000円でございます。畑につきましては平米単価1,400円でございます。以上でございます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 先ほどの内容でだいたいわかったんですが、場所ということだったんですが、山林のところですか。場所的に物件移転補償の立木っていうのは、それを再度お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） ここでお諮りいたします。本日の会議時間を議事の都合によってあらかじめ延長したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。従いまして本日の会議時間を延長することに決しました。質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） 5番議員の再質疑に対しましてご答弁申し上げます。今回の買収にかかる場所でございますが、この買収の場所は排水路の工事をするに当たって工事の面積にかかってしまう場所でございます。地番的には久来石南の806の1番地、次に久来石南の803番地、次に久来石南の802の1番地、次に久来石南の796の2番地。以上4筆が排水路工事に支障になるものですから、そちらを買収して必要な面積を購入して工事に当たりたい、と考えております。以上でございます。

○議長（古川文雄君） 他にありませんか。

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより採決を行います。議案第104号、令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本案は原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員「挙手」〕

挙手全員であります。したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第105号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第5、議案第105号、なたね栽培関連備品購入契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、橋本喜宏君。

〔産業課長 橋本喜宏君 登壇〕

○産業課長（橋本喜宏君） ただいま上程されました議案第105号、なたね栽培関連備品購入契約の締結につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書14ページをお願いします。この度の備品購入につきましては、去る10月15日に執行しました3社による指名競争入札により、契約金額及び契約相手方が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の既定に基づきまして議会の議決を求めるものであります。契約の目的は、なたね栽培関連備品の購入であります。契約の方法は指名競争入札、契約の金額につきましては626万6,700円で、備品購入につきましては15ページにありますように、普通型コンバイン、循環型乾燥機、粗選機、袋詰自動計量器、インバーター付SKトーミ、穀類水分計、播種機の7種類で各1台ずつの購入となっております。契約の相手方は福島県郡山市安積四丁目293番地1、株式会社キセキ東北福島支社、支店長佐々木良平でございます。なお、購入期限につきましては、令和3年2月25日を予定しております。

以上、提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議頂き、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 7番、渡辺でございます。ただいま上程されました議案第105号、なたね栽培関連の備品の購入についてでございますが、先ほどの臨時全協の中で色々質問しました。その中でちょっと心配になったのは、今年度の作付けで販売が小学校から何から全部やって余るとちょっと聞いたもんだから、それでは機械を買ってこれから増えていくのに、販路の拡大ですね。先ほど話しに出たように。

余ったなんて言っていたんでは仕方ない。販路拡大していかななくてはならない。作ったものは売らなくてはならない。そういった意味では町の生産のなたね油の価格と、他のなたね油の価格を調査して値段を決めて売っているのか。また調査をしないで独自で値段を決めて売っているのか。この点をお尋ねしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 橋本喜宏君 登壇〕

○産業課長（橋本喜宏君） 7番議員の質疑にご答弁申し上げます。町のなたね油の価格につきましては、720ml、いわゆる四合瓶で1,400円で販売しております。こちらの価格設定につきましては、他市町のものを比較してこの価格にしたのではございませんで、現在の比較でいきますと、この四合瓶あたりでいきますと、他のところだと1,600円とか1,800円ぐらいの価格ですので、若干低い金額に設定されていると私のほうでは把握しております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 再質問させていただきます。ただいま価格に関しては、町の販売は若干安いということで、これは良いことじゃないかなと私は思っております。だからこそ、この生産した油を、町には大型量販店が3店あります。また、各商店が町にはいくつもあります。それから町民に対しての、こういう物が今年作れたよ、というようなお知らせもあればもっと町民で皆さん消費できるのではないかと。そのように私は思ったんですけど、当局の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問にご答弁申し上げます。先ほども臨時全協の中でも申し上げましたけれども、販売をしなければならないということなので、それについては、新年度その体制を整えるという、そういった前向きにしていきたいと考えております。あと仰ったように、かんかんてらすというお話も先ほどでましたけれども、当然、町内には大型店があるので、そういったことも含めてしっかりと体制を整えないとなかなか出来ない部分、片手間では出来ないということでもありますので、それについてはしっかりと耕作放棄地の対策と新たな栽培、そういったことも含めて、販路も含めて、しっかりとした体制の中で今お話のあった部分については対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（古川文雄君） 他にありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷寛君 登壇〕

○11番（円谷寛君） 11番の円谷ですが、この機械の入札についてですね。何社が入札に参加して、それぞれの値段はいくらくらいだったのか。よろしくお願ひします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 橋本喜宏君 登壇〕

○産業課長（橋本喜宏君） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。指名入札にあたりましては、3社の指名をして3社とも入札をしております。指名業者につきましては、株式会社中セキ東北福島支社、株式会社南東北クボタ矢吹営業所、ヤンマーアグリジャパン株式会社須賀川支店の3社でございます。それぞれの金額につきましては、こちらに標記しておりますのは契約金額ですので、入札金額として、税抜き金額としましては、中セキ東北福島支社が569万7千円、南東北クボタにつきましては727万5千円、ヤンマーアグリジャパンにつきましては、入札額696万6千円の入札となっております。以上でございます。

○議長（古川文雄君） 他にありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいまの105号でございますが、これは町長の想いのある油田計画ということで広報やら新聞やら多くのところで政策として出してきました。聞きますと遊休地の対象ということも大事なことで非常に畑地が遊んでおります。私も農業委員会に関わったときがありますから、非常に心を痛めているところでございます。それから、我が町がこれといった特産が少ないということで産業課のほうで六次化ということでやっている。それからそれに伴って産業振興ということで非常に私もある意味このなたねの油田化とえごまの加工について期待をしておりました。先ほどお伺いしましたら、十町歩くらいということで、スタートしてなかなか拡大していないのが現状かと思うのですが、販売先に色んな公共施設、保育所、幼稚園、学校に販売するというようなことが出ました。そうしますと一つ注意してもらいたいのが、今までこういう所に納めていた町内の業者があつて、その方々の販売・経営を苦しくするような体質になってはまずいから、その辺のしっかりと納品の町内業者の方々に対応できるようにやって頂けないかなと思ひました。あるいは高い物を納めるようになるとすればもう一点は、今度は給食費にプラスに

なってきましたから、教育の問題になりますが、学校給食で家庭に負担にならないような対策、このような事業をやるとどうしても単価の高いものは出来ますから、その辺をもう一回精査してですね、ライン的にちゃんと作る方も採算が合う、なおかつ遊休施設とか農地とかが動かせるというふうな形が出来るような体制、そして流通業者、それからそれを食する学校とか公共関係の家庭の生活にあまり負担をかけないような、こういうことをね、しっかりとやっていかないとこの油田計画は、油が無くなってしまっちは終わっちゃいますから、きちんとやってもらう。そしてそれとは直接関係無いのですが、今年は非常に7月の長雨によって作物全てが悪いです。米作りなんかは非常に大きな影響を受けておりました、農家の振興、農業振興にも影響しておりますから、やっぱりトータル的に十町歩のなたね畑も大事なのですが、我が町にある一千町歩ある水田、これから採れる米ですね。私が言うまでもなくここでは直接関係はしないですけれども。稲作農家が大変なわけです。新聞とかテレビのニュースにもなっていますが。米が残って安くてしょうがない。大変低価で販売せざるを得なくなっていることを考えたときに、町長は飲食店のプレミアムとか色んな事を今回のコロナ対策としてやりました。それから商店街にもやりました。そこにやったのであればね、やっぱり稲作農家救済をしてやらないと生産上は少なくなっている、かつ米価も下がっているとすると、今度は逆にまた遊休農地が増えますから、産業課が一生懸命頑張ったって尻から燃えるようなことになったんではしょうが無いですから、そういう稲作農家の救済的な、あるいは補助的なものを商工業にやったようにですね、農業者にも一千町歩の作付け面積に対してどうするかということも、土俵の上にあげるようなことも私は重ねて提案しながら質問するんですが、そこら辺をこの油田計画が形になるように、それが生産から流通から消費者まで負担が行かないような対応が出来るような対策を考えておられるかどうか重ねてお伺いして質問を終わります。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。価格の設定ということでありましてけれども、特に小中学校の油については、今すでに市販されている、そういった価格に合わせてしているのので、いわゆる給食費の増大にはつながっていないということがまず一点です。その理由については、やはり何と言ってもこの健康という面からすると小中学校の皆さんにですね、良いものをしっかりと、町で採れたものを食べていただく、そういった趣旨で行っている。もう一つは、前から申し上げているとおり我が町の市街化区域の周りは全て農地であると。他にはそういったところはありません。そういう中で、周りの農地が荒廃してしまっちは市街化区域にも色んな面で影響を及ぼすという事なので、その辺は、町全体でしっかりと周りのまさに田園

都市だと、そういったことも含めてやることが大事だと、そういうことの理解も含めて小中学生には健全な、良好な食材を提供するという事を考えているという事であります。あと我が町、農地が約半分であります。そのうち、町の面積の三分の一は水田であります。なかなか水田のほうも荒れてしまうということなので、今仰ったとおり農地については、この油田計画ばかりではなくて総合的にどうするかということもしっかりしていきたい。稲作の部分については、そういう面で、この油田計画と共にですね、なたねばかりではないという事も含めて、しっかりとした体制で今後振興をどうするかということを作っていくたい、という事で来年度、そういったポジションと言いますか、体制を整えてしっかりとしてやっていきたいなど考えております。以上であります。

○議長（古川文雄君） 他にありませんか。

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより採決を行います。議案第105号、なたね栽培関連備品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員「挙手」〕

挙手全員でございます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第5、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によってお手元に配布しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉議の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもって本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（古川文雄君） ここで閉会にあたり招集者からあいさつがあります。
町長 遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今は、提出いたしました議案につきまして、慎重な審議をいただき、原案のとおり議決を賜り、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。本補正予算等の執行につきましては、補正の趣旨等に基づき、速やかな執行に努めて参りたいと考えております。議員各位には今後とも特段のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（古川文雄君） これにて、第6回鏡石町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

閉会 午後 零時22分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和2年10月21日

鏡石町議会議長 古川文雄

署名議員 小林政次

署名議員 井土川好高

署名議員 渡辺定己